

平成25年8月～平成26年7月に支給される一時金に適用される

換算率

【参考】改正前

支給された遺族補償年金等の支給の 対象とされた月又は支給された遺族 補償年金前払一時金等の支給すべき 事由が生じた月の属する期間	支給された 保険給付に 乗すべき率 (単位%)	支給された 保険給付に 乗すべき率 (単位%)
S 50 年 4 月 1 日 ～ 51 年 3 月 31 日	221.9	221.4
51 年 4 月 1 日 ～ 52 年 3 月 31 日	199.5	199.0
52 年 4 月 1 日 ～ 53 年 3 月 31 日	182.3	181.8
53 年 4 月 1 日 ～ 54 年 3 月 31 日	172.7	172.2
54 年 4 月 1 日 ～ 55 年 3 月 31 日	162.5	162.1
55 年 4 月 1 日 ～ 56 年 3 月 31 日	153.9	153.5
56 年 4 月 1 日 ～ 57 年 3 月 31 日	146.8	146.5
57 年 4 月 1 日 ～ 58 年 3 月 31 日	139.9	139.5
58 年 4 月 1 日 ～ 59 年 3 月 31 日	136.3	136.0
59 年 4 月 1 日 ～ 60 年 3 月 31 日	131.9	131.5
60 年 4 月 1 日 ～ 61 年 3 月 31 日	127.6	127.3
61 年 4 月 1 日 ～ 62 年 3 月 31 日	124.6	124.3
62 年 4 月 1 日 ～ 63 年 3 月 31 日	121.8	121.5
63 年 4 月 1 日 ～ 元 年 3 月 31 日	117.6	117.3
H 元 年 4 月 1 日 ～ 2 年 3 月 31 日	114.3	114.0
2 年 4 月 1 日 ～ 2 年 7 月 31 日	111.1	110.8
2 年 8 月 1 日 ～ 3 年 7 月 31 日	114.3	114.0
3 年 8 月 1 日 ～ 4 年 7 月 31 日	111.1	110.8
4 年 8 月 1 日 ～ 5 年 7 月 31 日	106.7	106.5
5 年 8 月 1 日 ～ 6 年 7 月 31 日	104.6	104.3
6 年 8 月 1 日 ～ 7 年 7 月 31 日	103.1	102.9
7 年 8 月 1 日 ～ 8 年 7 月 31 日	101.0	100.7
8 年 8 月 1 日 ～ 9 年 7 月 31 日	99.5	99.2
9 年 8 月 1 日 ～ 10 年 7 月 31 日	98.1	97.9
10 年 8 月 1 日 ～ 11 年 7 月 31 日	97.2	96.9
11 年 8 月 1 日 ～ 12 年 7 月 31 日	97.6	97.3
12 年 8 月 1 日 ～ 13 年 7 月 31 日	97.2	96.9
13 年 8 月 1 日 ～ 14 年 7 月 31 日	96.6	96.4
14 年 8 月 1 日 ～ 15 年 7 月 31 日	97.5	97.2
15 年 8 月 1 日 ～ 16 年 7 月 31 日	98.4	98.1
16 年 8 月 1 日 ～ 17 年 7 月 31 日	98.2	98.1
17 年 8 月 1 日 ～ 18 年 7 月 31 日	98.0	98.4
18 年 8 月 1 日 ～ 19 年 7 月 31 日	97.7	98.0
19 年 8 月 1 日 ～ 20 年 7 月 31 日	97.9	98.2
20 年 8 月 1 日 ～ 21 年 7 月 31 日	97.7	98.1
21 年 8 月 1 日 ～ 22 年 7 月 31 日	98.0	98.4
22 年 8 月 1 日 ～ 23 年 7 月 31 日	99.4	99.8
23 年 8 月 1 日 ～ 24 年 7 月 31 日	99.1	99.5
24 年 8 月 1 日 ～ 25 年 7 月 31 日	99.4	99.6